事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士　法学博士　熊 琳



第３００回　中国最高裁判所発表の独占禁止法典型事例（上）

２０２６年９月、中国最高裁判所が新たに発表した独禁法典型事例６件により、独禁法関連事件における最新の審理基準が明確となった。日系企業にとっても注目に値する６事例を２回に分けて解説する。

◇事例１　業者への二者択一強要は取引制限に該当

▼事件の概要

２０１７年１２月、ＡとＢ社は、Ｂ社運営のＣ市場内に限り野菜の卸売りを可能とするブース賃貸契約を締結した。契約上、Ａが他の市場で営業した場合、Ｂ社は契約を解除し店舗を回収できる旨も定めた。

Ｂ社は、２０２３年６月～２０２４年２月にＡがＤ市場でも営業していたことを理由に、取引料を３倍に引き上げ、Ｄ市場での営業停止を迫った。ＡはＢ社が市場での支配的地位を濫用したと主張し、これに伴う経済損失の賠償を求め裁判所に提訴した。

▼判決理由と結果

１、野菜卸売りの商品の特異性や単一性、スケールメリット、ゾーン管理、他の農産物取引との区別等を踏まえ、本件の市場は野菜卸売りブース賃貸サービス市場となる。

２、野菜は鮮度保持期間が短く輸送ロス率が高い。また地域性が高く地域間代替が困難である等の要因から、本件関連市場は同一市内にあると判断される。

３、Ｃ市場は同市の野菜供給の９０％を占め、Ｂ社への依存度も高いため、Ｂ社は当該市場で支配的地位を持つと認定できる。

４、Ｂ社が支配的地位を濫用し、Ｄ市場での同時営業禁止と３倍の取引料をＡに強要し、二者択一によりＤ市場での経営を放棄させたことは、明らかに競争排除・制限効果を持つ取引制限行為に該当する。

５、Ｂ社に、過大に徴収した取引料による損失４０．８万元、営業損失１０万元、および弁護士費用６．２万元の賠償を命じた。

◇事例２　異なる取引条件設定による差別的待遇

▼事件の概要

某工業団地内唯一のメッキ排水処理企業であるＡ社はＢ社の完全子会社で、Ｂ社の個人株主５７名は同工業団地内の一部メッキ加工企業の支配権を持つ。

２０２２年４月、Ｃ社は競売で当該工業団地内のＤ社の工場・設備・汚水排出権を７５７万元で取得したが、Ｂ社の株主権は未取得だった。排水処理費について、Ｃ社はＢ社株主が支配権を持つ企業と同等基準の４５元／トンでの徴収を希望したが、Ａ社は当該基準を適用せず５５元／トンで請求した。Ｃ社がこれを拒否すると、Ａ社は６５元／トンで請求した。２０２３年１０月、Ｃ社はＡ社による差別的待遇を理由に裁判所に提訴した。

記事の複製・転載を禁じます

▼判決理由と結果
1、A社は当該工業団地内で唯一認可されたメッキ排水処理企業であり、当該サービスは資金面・技術面で参入障壁が高く、他の事業者の参入が困難である。また地方政策でメッキ加工企業には集中排水処理義務があるため、A社は当該工業団地のメッキ排水処理サービス市場で支配的地位にある。
2、A社は異なる主体に異なる料金基準を適用していたが、核心的取引条件の実質的差異を示しておらず、またB社の株主か否かが取引条件の実質的差異となることを立証していない。そのためC社とB社株主が支配権を持つ企業はいずれも同等の取引相手であり、A社の行為は独禁法が禁止する差別的待遇に該当する。
3、A社に対し、損害賠償1万元の支払いと、B社株主が支配権を持つ企業と同等の基準に従ってC社に費用を請求するよう命じた。

◇事例3　民事事件における独占問題の識別および管轄・端緒の移送

▼事件の概要
　2023年2月、検査機関ABCDは共同事業協定を結び、4機関を自発的に2機関に統合し、ABは検査業務を継続し、CDは営業を停止することを定めた。またABはCDに利益を分配し、料金基準は4機関共同で協議することも約定した。
　2024年6月～2025年3月の決算表では、Dが受けるべき利益は16万元余だったが、ABが支払いを拒否したため、Dは裁判所に合弁契約紛争訴訟を提起し、ABに対し契約に基づく利益16万元余と違約金の支払いを求めた。
▼判決理由と結果
1、本件を受理した裁判所は、これら4機関は水平型競争関係にあり、共同事業協定の関連規定には独占の疑いがあるとし、本件は独禁法に沿った判決が必要と判断した。当該裁判所には独占事件管轄権がないため、管轄権を持つ上級裁判所に事件を移送し、上級裁判所が独占紛争訴訟として改めて受理した。
2、上級裁判所は、4機関が協議の上で統合し料金基準を決定したことは、水平的独占協定であると判断した。また価格固定と競争排除の約定が本共同事業協定の中核を成しており、同協定が独立して存在するその他の意義はないため、当該協定を無効と認定した。Dは独占協定の当事者であり、同協定に基づき行ったABに対する利益分配の主張は、実質的に独占利益の分配を求めるものであるため、Dの訴訟請求を棄却した。
3、判決後、裁判所は本件に関連する違法行為の端緒を現地独禁法執行機関に移送し、その処理を委ねた。

北極海航路活用を協議＝協力強化を確認―中ロ高官

【北京時事】中国の王毅共産党政治局員兼外相は12日、北京を訪問したロシアのパトルシェフ大統領補佐官と会談した。両氏は、北極海航路の整備、活用に向け協力強化を確認した。
　中国外務省の発表によると、王氏は「海洋や北極に関する両国間の交流を拡大したい」と表明。パトルシェフ氏は北極海航路の開発などで「中国側と協力を強化する用意がある」と応じた。
　中国の習近平政権は、巨大経済圏構想「一帯一路」の一環として、北極を経由して欧州を結ぶ「氷上シルクロード」建設を目指している。スエズ運河を通るよりも輸送期間が短縮でき、中東情勢が不安定さを増す中で、対ロ協力を通じて安定した輸送路を確保する狙いがあるとみられる。

記事の複製・転載を禁じます